

## 新潟県条例第13号

新潟県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

新潟県交通安全対策会議条例（昭和45年新潟県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（委員及び特別委員）</p> <p><b>第3条</b> 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）法第17条第3項第4号に規定する知事の事務部局に属する職員のうちから指名される委員 10人以内</p> <p>（2）法第17条第3項第6号に規定する市町村長のうちから任命される委員 2人以内</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）<u>法第17条第3項第7号に規定する知事が必要と認めて任命する委員</u> 5人以内</p> <p>2 <u>前項第2号から第4号までに規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3～6 （略）</p>	<p>（委員及び特別委員）</p> <p><b>第3条</b> 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）法第17条第3項第4号に規定する知事の事務部局に属する職員のうちから指名される委員 10人</p> <p>（2）法第17条第3項第6号に規定する市町村長のうちから任命される委員 2人</p> <p>（3）（略）</p> <p>2 <u>市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3～6 （略）</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。